

研究費等の不正使用に係る調査委員会実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は「認知症介護研究・研修東京センター研究費管理規程」(以下「管理規程」という)第8条第1項第6号に基づき、研究費等の不正に係る調査委員会(以下「調査委員会」という)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする不正行為)

第2条 対象とする不正行為は以下のとおりとする。ただし、故意ではなく偶発的な行為や過誤等、あるいは当該研究分野の一般的慣行にしたがって取り扱った行為は原則として不正行為には該当しないものとする。

- 一 研究費等に関して、架空取引による預け金、カラ出張によるカラ謝金、書類改ざんによる金銭の取得等、研究費等の不正使用、不正処理などの行為。
- 二 捏造。存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- 三 改ざん。研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- 四 盗用。他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究者の了解または適切な表示なく使用すること。
- 五 同じ研究成果の重複発表や論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ等。

(告発・相談への対応)

第3条 センター内外からの不正使用の告発及び相談の窓口を運営部に置き、コンプライアンス推進責任者が総括する。また、その設置を公表する。

- 2 告発を受けた場合、コンプライアンス推進副責任者は通報者の個人情報等に配慮した上で告発の内容を確認し、文書にまとめて速やかにコンプライアンス推進責任者を経て、最高管理責任者及び統括管理責任者へ報告する。
- 3 最高管理責任者は統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者と協議の上、告発の受付日から起算して、原則として30日以内に当該通報の受理又は不受理を決定する。受理した場合は調査委員会を開催する。又その旨資金配分機関へ通知する。
- 4 匿名による告発があった場合は、告発の内容に応じて、顕名の告発があった場合と同等の取扱いをすることができる。
- 5 告発の意思が曖昧な相談者に対しては、統括管理責任者とコンプライアンス推進責任者が協議して、相当の理由があると認められる場合に、改めて相談者に告発の意思の有無を確認しなければならない。
- 6 研究費等の不正使用が行われようとしている、又は不正使用を求められているという告発・相談については、最高管理責任者及び統括管理責任者並びにコンプライアンス推進責任者が協議し、その内容を確認・精査しなければならない。
- 7 最高管理責任者は、前項の結果について相当の理由があると認めた場合において、コンプライアンス推進責任者へ指示して、被告発者や関係者に警告するなど、

不正使用を防止するよう努めなければならない。

(告発の受付によらないものの取扱い)

第4条 報道や外部機関等により、不正使用の疑いが指摘された場合、又はインターネット等の情報メディア上に不正使用を疑わせる掲載があった場合等に関して、最高管理責任者は統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者と協議し、相当の理由があると認めた場合において、前条と同様の取扱いを行うものとする。

(予備調査)

第5条 告発等により、不正行為の疑いが生じた場合であって、その内容に合理的な信憑性や調査委員会による本調査の必要性をただちに判断できない場合は、予備調査を行う。

- 2 前項により予備調査の必要性が生じた場合、最高管理責任者はコンプライアンス推進責任者に予備調査委員会の設置と運営を指示して、予備調査にあたらせることができる。
- 3 予備調査委員会はコンプライアンス推進責任者を委員長として、コンプライアンス推進副責任者と研究費管理責任者によって構成される。ただし、いずれかの委員が当該不正行為の疑いに関連すると思しき場合は、最高管理責任者の指示により、これを除外して、新たな者をもって委員会を構成する。
- 4 予備調査では告発の際の理由や資料の論理性及び告発内容の信憑性等に関して確認し、本調査の必要性の有無を判断する。
- 5 予備調査委員会は、告発を受け付けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 6 予備調査に基づき、調査すべきと最高管理責任者が判断した場合は調査委員会にて本調査を行う。又その旨資金配分機関及び関係省庁等へ通知する。

(本調査)

第6条 最高管理責任者は第3条第3項及び第5条第6項により調査委員会の実施を決定した日から起算して、原則として30日以内に本調査を開始するものとし、統括管理責任者を通じて告発者及び被告発者にその旨通知するものとする。

- 2 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定した場合は、その理由を付して統括管理責任者を通じて告発者に通知する。なお予備調査委員会を実施していた場合は、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示できるよう、資料を保存しておくものとする。

(調査委員会)

第7条 調査委員会は以下のもの者で構成する。

- 一 統括管理責任者
- 二 コンプライアンス推進責任者
- 三 最高管理責任者が指名する職員1名
- 四 最高管理責任者が必要と認める3名以上の外部有識者

- 2 前項のいずれかの委員が当該不正行為の疑いに関連すると思しき場合は、最高管理責任者の指示により、これを除外して、新たな者をもって委員会を構成する。
- 3 調査委員会の委員長は統括管理責任者とする。ただし、委員長が事故等やむを得ない理由によりその職責を果たせない場合は、最高管理責任者より委員の中から委員長代理を指名することができる。
- 4 調査委員会は、調査委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。告発者及び被告発者は当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により異議申し立てをすることができる。その内容が妥当である場合、最高管理責任者は当該異議申し立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知することとする。

(調査する内容)

第8条 調査委員会は、調査により以下のことを明らかにしなくてはならない。

- 一 告発された事案に係る研究費執行の不正の有無
- 二 不正の内容
- 三 関与した者及びその関与の程度と不正使用の相当額等

(調査の方法等)

第9条 調査委員会は、調査方針及び調査対象を確定し、主に以下のような方法で調査を進めるものとする。

- 一 関係者からの聴取
- 二 指摘された不正使用に係る業者売上元帳と納品書の突合や内部保存資料等の精査
- 2 調査に際しては、被告発者に対し、必ず弁明の機会を与えることとする。
- 3 調査委員会は必要に応じて事案にかかる研究活動の停止及び研究費の支出の停止を命ずることができる。
- 4 調査委員会の判断により告発された事案に係る研究活動のほか、被告発者の他の研究活動も必要に応じて調査対象に含めることができる。
- 5 本調査にあたっては、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。
- 6 告発された事案に係る研究活動の資金配分機関等に調査状況の報告を求められた場合は、調査の終了前であっても中間報告として、当該機関等に提出するものとする。

(認定及び報告)

第10条 本調査委員会は、不正と認める行為があった場合、その内容、関与者、関与の度合い、不正使用の相当額等を認定し、委員会開始後30日を目安として最高管理責任者に調査結果を報告するものとする。

- 2 不正行為が行われなかったと認定する場合であっても、速やかに最高管理責任者へ報告すべきであるが、告発が悪意に基づくものであると認める場合は、先ず告発者に弁明の機会を与え、その状況を把握した上で報告を行うものとする。

(不服の申し立て)

第11条 被告発者は、調査委員会の認定の報告が最高管理責任者になされた日から起算して、30日以内に不服申し立てを最高管理責任者に対して行うことができる。ただし、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。

(再調査)

第12条 前条による最高管理責任者への調査結果報告に対して、最高管理責任者から再調査の指示があった場合は再調査を実施する。

2 再調査の実施に関しては、第6条から10条に準じて実施するものとする。

(守秘義務)

第13条 調査委員会の委員をはじめ調査委員に関わった職員は、調査委員会又は委員会に関連した業務により知り得た情報を正当な理由なしに、他に漏らしてはならない。

(調査結果の公表)

第14条 調査結果の公表は最高管理責任者に報告した後において、最高管理責任者から公表の指示を受けた上で以下の内容について行うものとする。

- 一 不正が行われた年度
- 二 不正の概要
- 三 不正に支出された研究費の額
- 四 不正に関与した研究者等の人数
- 五 講じた措置の内容

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月5日に一部修正する。主な修正は以下の通り

- ① 第5条第6項の報告先に「関係省庁」を追加。
- ② 第7条第1項の委員構成の修正。新たに外部委員（3名）の追加。
- ③ 第10条第1項の調査委員会の開催期間を明確化。報告先を最高管理責任者のみに変更。
- ④ 第11条を追加。被告発者の不服申し立てを明記。
- ⑤ 第14条を追加。公表に関する事項を明記。